主 文 原判決中被告人両名に関する部分を破棄する。 被告人Aを懲役四年に、同Bを懲役三年六月に各処する。

原審における未決勾留日数中被告人Aにつき一五〇日を、同Bにつき一

八〇日を、それぞれ右各刑に算入する。

押収してあるゴルフクラブー三本(東京高裁昭和五一年押第四四九号の一)、ゴルフバツグー個(同号の二)、クラブカバー、ウツド用四個(同号の三)、同パター用一個(同号の四)を、被告人Aから没収する。

被告人Aから金一〇四万一、七六四円を追徴する。

由

本件各控訴の趣意は、 被告人Aについては同被告人の弁護人箕山保男、同溝口節 夫連名作成名義の控訴趣意書に、被告人Bについては同被告人の弁護人山田有宏、 同伊藤眞連名作成名義の控訴趣意書および弁論再開申請書にそれぞれ記載されたと おりであり、これらに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事三野昌伸作成名義 の答弁書に記載されたとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して、 当裁判所は、次のとおり判断する。

被告人Aの弁護人らの控訴趣意第一点(刑事訴訟法三七八条三号に該当する違反 ないし訴訟手続の法令違反)について

「検察官は当初、別紙第一の一ないし七記載の事実を、被告人 所論は要するに、 Aに対する枉法収賄の訴因(以下「本位的訴因」ということがある。)として公訴 を提起したが、その後原審第一八回公判期日において(横浜地裁昭和四八年(わ) 第五六〇号事件については、さらに同第二〇回、第二一回公判期日において)、右本位的訴因を別紙第二の一ないし七記載の事実(以下「予備的訴因」ということが ある。)のとおりに予備的に変更する旨請求して許可され、原判決は、右予備的訴 因に基づき、これとほぼ同一の事実を認定した。しかしながら、右本位的訴因と、 これに対応する予備的訴因とでは、犯罪の日時、場所、賄賂の内容、収賄共犯者の 全面撤回、贈賄共犯者の異動、現金の多寡等訴因としての重要な事項の殆ど大部分 が相違しており、このような場合には、右両訴因間に公訴事実の同一性を認めるこ とができないから、前記訴因の変更は、刑事訴訟法三一二条二項に違反し許されないというべきであり、したがつて被告人Aに対し前記本位的訴因について無罪の言 い渡しをせず、 . これと公訴事実の同一性ありと認めることのできない予備的訴因に 基づき、これとほぼ同一の事実を認定し、有罪の言い渡しをした原判決には、審判 の対象である公訴事案について審判の結果の判断を下さず、逆に審判の対象外であ る事実を認定した同法三七八条三号に該当する違反ないし判決の影響を及ぼすこと が明らかな訴訟手続の法令違反があり、この違反はひいては憲法三九条、三一条に も違反する結果となる。」というのである。

よつて検討するに、原審において被告人Aに対する別紙第一の一ないし七記載の 訴因について別紙第二の一ないし七記載のとおりに訴因の予備的変更の請求がなされて、これが許可されたことは所論のとおりであり、このことは記録上明らかであ そこで、右本位的訴因と予備的訴因との間に公訴事実の同一性が認められるか 否かについて考えるに、記録を検討すると、まず本位的訴因における免許証取得者 らと、予備的訴因における免許証取得者らとは、いずれも同一であり、右の者らに 運転免許証を得させるために施した不正の行為の内容、その日時、場所はすべて同一であるところ、本件においては右免許証取得者らが、それぞれ被告人Aを含む自 動車運転免許試験の試験官(以下「試験官」ということがある。)らに賄賂を供与する目的で金員を支出したこと、被告人Aが右金員の一部またはその変形物により職務上不正の利益を得ていること、C(別紙第一および第二の各一ないし三につき)およびB(別紙第一および第二の各四ないし七につき)が右免許証取得者と被 告人Aとの間の右賄賂の供与、受供与に関与していることは、両訴因間においてい ずれも共通しているのであつて、検察官は、当初C、Bを被告人Aの収賄の共犯者とみて起訴したところ、審理の結果、右両名は免許証取得者らからそれぞれ金員を 受取り、その一部を試験官である被告人Aに交付し、あるいはその金員で同被告人に饗応接待したもので、むしろ被告人Aに対する贈賄の罪責を負うべきものと〈要 旨〉評価すべきことが判明したというに過ぎないのであつて、なるほど本件両訴因間 に受供与の日時、場所、共犯</要旨>者、賄賂の額、内容等について相違あることは 所論が指摘するとおりであるけれども、前記のような事実関係に鑑みれば、両訴因 は結局一連の同一事実関係を対象としながら、法廷に提出された証拠に対する評価 を異にする結果、犯罪の日時、場所、共犯者の有無、賄賂の額、内容等犯罪の形態

被告人Aの弁護人らの控訴趣意第二点(法令の適用の誤り)について 所論は要するに、「(一)、被告人Aに対する枉法収賄の公訴事実のうち、収賄 の刑の加重をすべき原由たる不正行為事実とこれに対応する各道路交通法違反被告 事件の事実(即ち横浜地裁昭和四七年(わ)第一、九四二号、同四八年(わ)五〇 号、一八九号、四四〇号、五五八号、五六〇号ないし五六三号、八〇五号、一、一七九号、一、三二四号、一、八四三号事件各起訴状の被告人Aに対する各枉法収賄 の公訴事実中収賄の刑の加重をすべき原由たる不正行為事実と各道路交通法違反の事実、ただし同四八年(わ)五六三号事件の公訴事実第一、別表番号10を除 く。)とは、同一の事実であり、ただその行為が同時に数個の罪名に触れる場合で あるから、いずれも刑法五四条一項前段の一所為数法の関係にあると解すべく、ま た(二)、同地裁昭和四八年(わ)五六三号事件起訴状公訴事実第一別表番号10 の道路交通法違反の事実と、これに対応する同年(わ)七八九号事件起訴状公訴事 実第一の枉法収賄の事実も前記(一)と同様一所為数法の関係にあると解すべきところ、検察官は、右(一)、(二)の各道路交通法違反の所為と、これに基因する各枉法収賄の所為を併合罪として、同時に(前記(一)につき)、または起訴日を変元て(前記(二)につき)二重起訴した違法を犯した。即ち、起訴状の公訴事 案、罪名、罰条の通常の記載例からすれば、検察官は右両罪をいずれも併合罪の関 係にあるものとして起訴したことが明瞭である。したがつて右二重に起訴された道 路交通法違反被告事件は、すべて公訴棄却されるべきであつたのに、これを棄却せ ず、検察官の起訴には二重起訴の違法はないと判示した原判決には、判決に影響を 及ぼすことが明らかな法令の適用の誤りがあり、右誤りはひいては憲法三一条三九条にも違反するというべきである。また特に前記(二)の事件については、当初枉法収賄で起訴した場合に、当該道路交通法違反被告事件を追起訴せずに、枉法収賄 を訴因変更することは許されるが、本件のように、まず道路交通法違反で起訴し、 その後追起訴によることなく、訴因変更手続により枉法収賄を審判の対象とするこ とは、右二個の訴因の間に同一性が認められないから許されないというべきであ り、この点につき、訴因変更の手続で足りるとする原判決の考え方も誤りであ

右両罪が一所為数法の関係にあることは原判決が判示するとおりであるから、右道路交通法違反の訴因と枉法収賄の訴因との間に公訴事実の同一性のあることが明らかであつて、原判決が、検察官のなした追起訴を訴因変更の請求とみて、右両訴因をともに審判の対象としたことに何ら違法はなく、この点に関する所論も採用することができない。論旨は理由がない。

被告人Aの弁護人らの控訴趣意第三点(事実誤認、法令の適用の誤り)について 所論は要するに、「(一)、原判決は、その(罪となるべき事実)第三において、被告人AがDから、Bに不正の手段で自動車運転免許証を取得させてもらいた い旨請託を受け、自己の職務に関し現金三万円の賄賂を収受した旨認定したが、右 事実認定は誤りである。即ち被告人Aは、原判示第三の日時ごろ同判示場所におい て、その当時親しく交際していたDから、同人の勤務先の横浜地方裁判所の名が印刷された封筒を受取つたことがあるが、その際その中にはビール券か映画券でもはいつていると思っていたところ、後日その中をのぞいてみると、一万円札が何枚か はいつているのが見えたので、すぐ返還しようと思い、その数日後Dの職場の同僚を介して同人にこれを返還したものであつて、被告人Aには賄賂領得の犯意は全くなかつたから、右事実について同被告人は無罪である。(二)、原判決は、その (罪となるべき事実) 第五、同別表第三、番号10ないし16の事実(被告人Aに 対するCからの饗応接待による枉法収賄の事実)を認定したが、右事実認定は誤りである。即ち被告人Aは、Cとは昭和二八年ごろから二年間ぐらい交際があつたと ころ、同四四年自己が勤務する自動車運転免許試験場で同人と偶然再会し、以後し ばしば飲食店等で同人から御馳走になる程親しく付合つていたものであり、本件の 前記飲食の接待も、同人から、同人経営の会社の慰安会、忘年会、暑気払いや、当時Cが同僚のEから請負つていた建物建築の打ち合せに来てほしいということで誘 われ、自分もそのつもりで参加したものであり、これが自動車免許証不正取得に対 する報酬であるとは寸毫も考えていなかつたのであつて、被告人Aは自己の職務に 関し饗応接待を受けたものではないから、右事実についても、同被告人は無罪であ る。(三)、原判決は、前記(一)のとおりの経緯でDに返還された現金三万円に ついて、被告人Aに対し追徴を言い渡したが、右三万円の追徴はDに対して言い渡 しをすべきであるから、原判決には刑法一九条の二の適用を誤つた違法がある。」 というのである。

そこで記録を調査し、当審における事実取調の結果をも加えて所論(一)ないし (三)について順次検討する。

(一)、 (所論(一)について)原判決が同判示第三の事実につき掲げる各証拠(ただし原審第二回公判調書中の被告人Aの供述記載部分ならびに同被告人の検察官に対する昭和四八年二月九日付供述調書については、後記信用しない部分を除く。)を総合すれば、所論の賄賂領得の犯意の点を含め、原判示第三の事実を優に認めることができ、原判決の認定に事実誤認があるものとは考えられない。すなわち、原審第二回、同第八回各公判調書中の被告人Aの供述記載部分および当審公判廷における同被告人の供述中には所論(一)の主張に添う部分があるけれども、前記各証拠を総合すると、

被告人Aは、昭和四八年三月ころ、以前から親交のあつた横浜地方裁判所書記官 Dを介し、そのころ同人と交際していた F から同人経営の料亭「G」の落成祝の名 目で招待を受け、自己の職場の同僚で自動車運転免許試験試験官のHも連れて出席 したところ、その席上DからFの知合いのIについて不正の手段により自動車運転 免許試験に合格させてもらいたい旨頼まれてこれを引受け、同人が不正に運転免許 証を取得した(原判示第一、同別表第一番号26)後の同年五月、同人から合格祝 という名目で、同人の自動車免許試験の技能試験を担当した前記Hとともに飲食の 接待を受けたうえ、その際Dを介してIから現金五万円の謝礼を受け取り、そのう ち二、三万円を封筒に入れ、これをDを介してHに渡していること、BはFの知合 いであつたところから右Iの合格祝に出席し、被告人AやHとも同席したが、その 席でFから金を出せばDの世話で運転免許証を取得できる旨聞いたところがら、同年六月中旬ごろFに対し謝礼金一〇万円を渡して免許証の不正取得の世話をしても らいたい旨申し入れ、Fはその旨をDに伝え、右一〇万円を同人に渡し、同人は同 年六月二三日ごろ被告人Aに対し電話でその旨を申し入れたうえ、その日Bを伴 い、右一〇万円のうちの三万円を封筒に入れて持ち、被告人Aの勤務先である運転 免許試験場に赴き、まずBを被告人Aに引き合わせたあと、自分だけ同被告人の執 務机のところに行き、前記三万円在中の封筒を中身の説明をせずに同被告人に渡し たこと、Bはその日同被告人に勧められて運転免許試験の学科試験を特段の不正行

為なしに受験してみたが、法令試験には合格したものの、構造試験には合格できなかったところから、被告人AはBに同月二五日に再び受験するように指示し、再受 験によつても合格点に達しないときは不正の取扱いをして同人を合格させようと考 えていたところ、同人はその当日原判示第七の五の傷害事件で逮捕され、その後勾 留されてしまつたため受験できなかつたこと、被告人Aは同月二五日ころ前記封筒 に一万円札が三枚くらい在中していることを確認したこと、被告人Aは、Bが再受験に出て来なかつたことから、翌二六日ころB宅に電話したが、不在で連絡かとれず、その二、三日後再び電話したところ、同人の妻から「夫(B)は店の若い者のけんかのことで警察に呼ばれている。新聞にも出ている。」と言われたところか 自己の警察官としての経験から、同人がけんかの事件で警察の取調を受けてい るものと考え、直ちにDに電話をかけ、「Bがけんかで警察によばれているらし い。まずいし、まだ試験も終つていないんだから、あの金は返すよ。」と伝え、同 人からその必要はないと言われたものの、その数日後Dの勤務先の知人を通じて右 三万円を返還したこと、Bはその後同年八月六日ころ保釈になつたが、間もなくFに対し自分の免許証の不正取得の話を持ち出し、同人は同月一六日ころDを介し被告人A、E、Hら試験官らを前記「G」に招待して飲食させ、Bも同席してその費用の一部として三万円ぐらいを負担したこと、Bはその後希望どおり運転免許証を 不正取得した(原判示第一、同別表第一、番号27)が、同年一〇月初めごろ被告 人Aら前記試験官らを飲食店に招待して合格祝をしたこと、以上の事実が認めら れ、右事実によれば、被告人Aは、Dから頼まれて、まずIに運転免許証を不正取得させ、その際同人からその謝礼の趣旨で飲食の招待を受けたり現金を受取つており、その後一か月も経たないうちに、再びDから前と同じようにBについての運転免許証の不正取得を頼まれてこれを了承し、Dから前記封筒を受け取つたものである。 神生 Lade 大利等を受け取ったものであ つて、被告人Aは、右封筒を受取つた際Iのときの経験から、右封筒の中にはBの 運転免許証の不正取得に関する謝礼として、現金ないしこれに相当するものが同封 されているものと考えていたと認めるのが相当であり、同被告人において、その後 同封されているものが現金三万円であることを確認したことは前認定のとおりであ るから、被告人Aに収賄の故意があつたと認めるに十分であり、被告人Aが原判示 第三のとおり、Dから被告人Bについて免許証不正取得の請託を受け、その謝礼と して賄賂三万円を収受した事実は明らかであるといわなければならない。前記原審第二回、第八回各公判調書中被告人Aの供述記載部分、当審公判廷における同被告 人の供述、ならびに被告人Aの検察官に対する昭和四八年二月九日付供述調書中、 前記認定に反する部分は、いずれも他の関係証拠に照らして信用することができな い。所論は、被告人AはDから封筒を受取つた翌日その中に現金がはいつているこ とを知つたので、直ちにこれをDに返還したものであり、これは同被告人に賄賂領得の犯意が全然なかつたことの証左であるというのであるが、同被告人が封筒の中に現金三万円が在中していることを確認したのは六月二五日ごろであり、これを返還しようと決意したのはその二、三日後であり、その理由も、Bが法令試験の再受 験に出頭せず、刑事事件で警察の取調をうけていて、連絡がとれないところから、 受け取つた金は一旦同人に返しておいた方がよいと判断したためであつて、Dから 受領したものが現金だから収賄の罪にふれることを恐れてこれを返還したものとは 認められないことは、前記認定事実によつて明らかであるから、所論は採用できな い。その他記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌しても、右認定を左 右するに足りる証拠は存しない。この点に関する論旨は理由がない。 (二)、(所論(二)について)原判決が、同判示第五、同別表第三、番号1

されたので、 「俺が金を預つておくから、Aさんが飲みたくなつたら、いつでも声 をかけて下さい。」と言つて右金員を預かり、その後右金員を使つて被告人Aと飲食遊興したこと、Cは右Jの免許証の不正取得が成功して以来、自己の親族、仕事 の取引相手などに対する免許証の不正取得をしばしば被告人Aに依頼するようにな り、免許証取得希望者から不正取得の申込みを受けた都度、被告人Aら試験官をキ ヤバレー、寿司屋などに誘い、その席で免許証取得希望者を同被告人ら試験官に引 き合わせていたこと、Cは昭和四五年一〇月ころ被告人Aら試験官を横浜市内の料亭に泊りがけで招待したのを初めとして、その後も原判示第五、同別表第三、番号10ないし16の事実(以下「本件饗応接待」という)を含め、同人らを熱海の旅 館等に前後七、八回ぐらいにわたり招待したほか、横浜市内のキヤバレーなどにも しばしば誘い、遊興させていたこと、本件饗応接待は、多くの場合 C が免許証不正 しばしは誘い、遊興させていたこと、本件資心接待は、多くの場合じか発計証か止取得者らから謝礼金を受取つたあと、自ら熱海の旅館での宴会などを計画設営したうえ、被告人Aに対し電話で、「免許証をとつた人も出るから、出て下さい。」とか、「免許がおかげでとれたことでもあるので、これで(謝礼金で)一緒に遊びに行こう。」などと言つて誘い(原判決別表第三、番号10、11、16)、あるいは被告人Aの都合を聞いたうえ宴会の日取を決め(同番号12、15)、時には当該免許証取得者が試験に合格したあと、被告人AからCに対し、「熱海に行くか。」と呼に響点接続を求めることもあった(同番号 E、Kも行くと言つているから。」と暗に饗応接待を求めることもあつた(同番号 13) こと、本件饗応接待の宴席にはC、L (C方に出入りし、白ら運転免許証を 不正取得するとともに、他の免許証取得希望者をCに紹介する立場にあった。) 被告人A、E、K、Hら(いずれも試験官)が多数回出席し、たまに当該免許証不正取得者らも同席することがあり、その場合同人らは宴席で被告人AやEらに対し、「お世話になりました。」とお礼を言い、被告人Aらも「事故を起さないように気をつけてやれ。」などと答えていること、旅館に対する支払いは、宿泊代、宴会費ませるといる。 と同表していた。)を合わせ、一回あたり総額一〇万円ないし一五万円のことが多 く、二〇万円をこえることもあつたが、その支払いはCが主に免許証不正取得者ら から受取つた謝礼金から支出し、被告人Aら試験官が費用の一部を負担したことは一度もなく、同人らもそれを当然のこととして了解していたこと、被告人AはCを通じて本件饗応接待を受けていたとほぼ同じ時期に、Bの依頼により多数の免許証取得希望者を不正に試験に合格させ、その謝礼として同人を介して多額の賄賂(現金)を収受していたこと(原判示第四、同別表第二の各事実)、以上の事実が認めてある。 られ、右事実によれば、Aは、当該運転免許証取得者から試験官に対する謝礼金が Cのもとに交付されており、同人がその金員をもつて被告人Aら試験官を饗応接待したものであることを認識していたこと、即ち被告人Aには収賄の故意があつたと認めるに十分であり、同被告人が原判示第五、同別表第三、番号10ないし16の とおり饗応接待を受け、自己の職務に関して賄賂を収受したものであることは明白 であるといわなければならない。前掲各証拠(原審第六回、第七回、第一八回各公 判調書中の被告人Aの供述記載部分、原審第一二、第一六回各公判調書中のCの供 述記載部分、被告人Aの当審公判廷における供述)中前記認定に反する部分はいず れも他の関係証拠に照らして信用することができない。所論は、本件は被告人Aが Cから同人経営の会社の慰安会、忘年会、暑気払いということで個人的に誘われ、 自分もそのつもりで同会社の者大勢とマイクロバスに乗るなどして参加したもの で、これが免許証不正取得に対する報酬であるとは全く考えていなかつた旨強調するのであるが、前記各証拠によれば、マイクロバスで熱海に出かけたのは昭和四六年の二月か三月ころのことであり、また同年八月末ごろにはCから慰安旅行ということで熱海に誘われて参加したことがちるはもじました。 ことで熱海に誘われて参加したことがあるけれども、これらはいずれも本件饗応接待とは別の事案であることが認められるのみならず、本件の饗応接待の宴会には、 被告人AのほかにそれまでCとは特段の付合いのなかつたE、K、Hら運転免許証 の不正取得に関与した他の試験官も出席し、同人らが宴会終了後芸者と同衾した費 用までCから支払われていること、その他饗応接待への誘い方、その回数等の前記認定事実に照らすと、所論はとうてい採用できない。その他記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌しても、右認定を左右するに足りる証拠は存しない。 この点に関する論旨も理由がない。

(三)、(所論(三)について)被告人AがDから収受した賄賂現金三万円を同人に返還したことは前記(一)で認定したとおりであつて、このような場合追徴の言い渡しは収賄者に対してなすべきでなく、返還を受けた贈賄者に対してなすべきである(最高裁判所昭和二九年七月五日決定、刑集八巻七号一〇三五頁参照。)

から、原判決が被告人Aに対し原判示第三の賄賂三万円相当額の追徴を言い渡したのは、刑法一九七条の五の適用を誤つたものであり、右誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決のうち被告人Aに関する部分は破棄を免れない。この点に関する論旨は理由がある。

被告人Bの弁護人らの控訴趣意第一(訴訟手続の法令違反)について

職権をもつて調査すると、原判決は、被告人Bの原判示所為に法令を適用するに当り、原判示第七の五の傷害罪の刑(懲役刑を選択のうえ、三犯の加重を施したもの。)に併合罪加重をする際、刑法一四条を適用していない(共同被告人A、Eらに対しては同条を適用している。)ことが認められ、右は法令の適用を誤つたものであつて、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らがである。原判決のうち被告人Bに関する部分も、この点において破棄を免れない。

よつて、被告人Aの弁護人らの控訴趣意第四点(量刑不当)および被告人Bの弁護人らの控訴趣意第二(量刑不当)に対する判断はいずれも後に自判する際に譲り、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により、原判決中、被告人両名に関する部分を破棄したうえ、同法四〇〇条但書に従い、当裁判所において、次のとおり自判する。

原判決が認定した事実(ただし(イ)、原判決四丁表終りから二行目に「66ないし69、71」とあるのは「66ないし71」の誤記であり、(ロ)、同別表第一、番号70、(五)技能欄の(2)年月日欄および(3)方法欄に記載がないのは、(2)の欄に「四七・六・一四」と、(3)の欄に「別紙二の1」と各記載すべきところ、これの記載洩れであり、したがつて右箇所に右のように記入して訂正

すべきものと認める。)に原判決が適用した法令を適用し(被告人両名につき科刑上一罪の処理、刑種の選択、併合罪加重の処理を含むほか、被告人Bにつき累犯加重の処理を含む。ただし同被告人に対する併合罪加重にあたつては、前記説示のとおり、原判示第七の五の傷害罪の刑((懲役刑を選択のうえ、三犯の加重を施したもの))に併合罪加重をするにあたり、刑法一四条の制限内で加重すべきである。また原判決八三丁裏一行目に「1ないし5」とあるのは、「2ないし5」の、同八六丁裏七行目に「判示第七の一ないし四の罪」とあるのは、「判示第七の一ないし四(ただし第七の二の1ないし3を除く)の各罪」の各誤記と認める。)、その所定刑期の範囲内において被告人両名を処断すべきものである。

そこで被告人両名の犯情について考察する。 被告人Aについて同被告人に対する事実関係は、原判決が認定判示する とおり、神奈川県警察本部運転免許課自動車運転免許試験場の学科試験の試験官であった同被告人が、昭和四五年一月ごろから同四七年一〇月ごろまでの間に、古くからの飲み友達であったC、同人の紹介で運転免許を不正に取得させ、その後付合 うようになつたし、通称横浜西交通裁判所に出張勤務していたころ交通事件即決裁 判手続の仕事を通じて知り合つた裁判所書記官D、同人の紹介で運転免許証を不正 に取得させ、その後付合うようになったB、マージヤン遊びの仲間であったMらを 介して、自動車運転免許証の不正取得を希望してきた延べ九一名の者を、原判示第 一のように不正な方法により適性試験に、そのうち七八名を学科試験にそれぞれ合 ーのように不足な方法により過性試験に、そのうちじれるを子符試験にてれてれる格させ、三三名についてさらに技能試験官らに働きかけ、同試験にも合格させたうえ、合格者らのうち三〇名をこえる者から不正行為をしたことに対する謝礼として前記C、D、B、Lらを介して多額の現金を受取り、あるいは多数回にわたり饗応接待を受けた(合計二六回。饗応接待分を含め、その利得額は一〇〇万円をこえる。)というのであつて、被告人Aの右一連の犯行は公務員たる試験官の地位、権 限を最大限に悪用したものであり、腐敗、乱脈を極めた悪質なものであるというほ かなく、また原判示第一の各犯行は自動車運転の資格のない者の無免許運転を形式 上合法化させ、その結果多数の無資格者をして公道等で自動車の運転をさせ、事故 発生の危険を実質的に生ぜしめたものであること、および本件一連の犯行が発覚し 新聞等に報道されたことにより一般社会人に与えた自動車運転免許制度に対する不 信感等、本件各犯行がもたらした結果も重大であるといわなければならない。さら にまた、本件各犯行の動機は、もつぱら自己の遊興飲食等の利益を得ることを目的 としたものであつて、そこには酌量すべき余地は些かもなく、そのほか被告人Aは 本件各犯行のすべてに主犯格として加担しており、その点で本件免許証に関する犯 罪に関連した他の共犯者に比して犯情は重いものがあること等の諸点を考慮する と、同被告人の罪責は重大である。しかしその反面、本件認定にかかる同被告人の 収賄額は主位的訴因のそれの四分の一程度にすぎないこと、同被告人が本件犯行に 至つたきつかけは前記のような親密な関係にあつたCからJに対し免許証を不正取得させてもらいたい旨頼まれ、これを断り切れなかつたためであり、同被告人には当初から職務上不正の利益を得る目的はなかつたこと、同被告人は昭和一七年神奈川県巡査を拝命して以来、本件別行に至るまで約三〇年間もの長期間まじめに警察 官として勤務し、その間六回以上各種の表彰を受け、職場の同僚等の信頼も得てい たこと、その他同被告人の保釈後の生活態度、家庭の状況、反省悔悟の状況等同被 告人に有利な諸点も認められるので、これらいつさいの情状を考慮したうえ、前記

ような暴行を加えて同判示のような傷害を負わせ、(5)、原判示第七の六のとおり、同判示日時、場所において無免許で普通乗用車を運転したというのである。関 係証拠によれば、前記(1)の各犯行につき、被告人Bはまず、F、Dを介してA に免許証の不正取得を申込み、自ら十数万円を支出(うち三万円がDよりAに賄賂 として供与された。) して免許証を取得したが、その体験を通してAを中心とする 免許証不正取得の仕組みを知るや、自らもこれに介入して利益を得ようと考え、そ の後間もなく同人に会い、「免許証取得希望者を募つてくるので、よろしく頼 む。」旨申し入れて同人の承諾を得たうえ、自己の輩下の者などに捜させた免許証取得希望者を次々とAのもとに送り込み、当該希望者が不正取得に成功すると、その都度謝礼金として一五万円ないし二五万円を受け取り、その一部をAに供与し、 残りを自ら取得し、少なからぬ利益を得ていたものであり、犯行の動機につき斟酌 すべき点はなく、その手口、態様は大胆、悪質であり、供与された賄賂も巨額であ ること、被告人Bは本件犯行当時暴力団N組O一家B派の組長の地位にあつたもの であり、前記(2)、(3)の犯行は、一般に暴力団の資金集めと目される犯行で あり、(4)の犯行は暴力団の組織統制を誇示するために敢行されたものであること、被告人Bには、古い罰金刑の前科は別としても、原判決累犯前科欄記載のとおり、昭和三九年四月以降本件犯行までの間に暴力行為等処罰二関スル法律違反、賭 博開張図利、強盗幇助等の罪による懲役刑の累犯前科が三件あることなどの事実が 認められ、これと相被告人Aの犯情について説示した本件道路交通法違反とこれに 対応する贈収賄等の各犯行の罪質、態様、それらが社会に与えた影響等を合わせ考 えると、被告人Bの罪責は重大であるといわなければならない。しかし、その反面 同被告人は、前記(1)の各犯行が発覚した後、前記暴力団O一家から破門されて、暴力団関係者との交際もなくなつたこと、本件で保釈された後は川崎市所在の不動産会社に勤め平穏に暮しており、本件各犯行を深く反省悔悟していること等同 被告人に有利な諸点も認められるので、これらいつさいの情状を考慮したうえ、前 記刑期の範囲内で同被告人を懲役三年六月に処する。

未決勾留日数の算入(原審における未決勾留日数中被告人Aにつき一五〇日を、同Bにつき一八〇日をそれぞれ右本刑に算入。)につき刑法二一条を、没収(被告人Aが収受した主文掲記のゴルフ道具。)の言い渡しにつき、同法一九七条の五前段を、追徴(被告人Aにつき主文掲記の一〇四万一、七六四円。)の言い渡しにつき、同条後段を、訴訟費用の負担(被告人Bにつき、原審における訴訟費用を負担させない。)につき刑事訴訟法一八一条一項但書を各適用することとする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 石橋浩二 裁判官 藤野豊 裁判官 鈴木勝利)

[別紙第一]

<記載内容は末尾1添付>

〔別紙第二〕

<記載内容は末尾2添付><記載内容は末尾1添付><記載内容は末尾2添付>< 記載内容は末尾3添付>

別 紙 一

<記載内容は末尾4添付>

別紙二

<記載内容は末尾5添付>